

上山市立上山小学校「いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

はじめに

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、それがけんかやふざけ合い、好意で行った行為であっても、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるとの意識を持ち、子どもを見守る教職員・保護者を中心とした大人がそれぞれの役割と責任を自覚し、組織的に対応する。

【いじめの態様】

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

1 いじめ防止等のための対策に関する基本方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

すべての児童は、いじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- a 学校の最重点目標の一つとして弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、積極的に取り組む。《いじめ未発見ゼロ・未解決ゼロ》

- b 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- c 保護者及び地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- d いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級活動等の時間を利用し、人権擁護委員からの講話、人権書道(人権作文)への取り組みを実施する。

②未然防止、早期発見のための措置

a いじめの調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

①児童対象いじめアンケート調査 年2回(6月、11月)

②保護者対象いじめアンケート調査 年2回(6月、11月)

③学級担任による児童からの聞き取りと個人面談

年2回(6~7月、11月)

6月・11月の調査を踏まえ、家庭訪問・個別面談で詳細について聴き取り、必要に応じて対処する。

b いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談ができるよう、全教職員を「いじめ相談窓口」として、児童・保護者に周知する。また、上学年児童を対象とした「SOSの出し方研修会」を実施し、信頼できる大人への相談をうながす。

c いじめ防止等のための対策に従事する人材確保及び資質の向上

いじめ防止のための対策に関する研修を実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。(QU研修会、SOSの受け取り方研修会 その他)

d 各種関係機関の紹介

北中学校に配置されているスクールカウンセラーや、児童及び保護者の悩みを受けとめてくれる機関を紹介する。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。

(2)いじめ防止に関する措置

①いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策推進委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭

※必要に応じて、学校評議員・PTA代表・学校医・関係機関の協力を得る。

※緊急の場合は、校長・教頭・生徒指導部長・該当学年主任で開催し、初動の対応を検討する。

<開催>

ア) いじめアンケート調査及び児童面談の結果を共有し、経過を確認する。(全担任が参加し、情報を共有する)

イ) 校長の判断により、必要な場合に速やかに会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制の整備など対応方針を決定する。

<活 動>

- ・基本方針に基づく具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
- ・いじめの相談・通報の窓口として対応にあたる。
- ・対応後の継続的な指導等について、保護者と連携して組織的に取り組む。

②いじめに対する措置

- a いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- b いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- c いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときは、いじめた児童の保護者と連携を取り必要な措置を講ずる。
- d いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者（事案に応じて範囲を決定）と共有するための必要な措置を講じる。
- e 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、上山市教育委員会及び上山警察署等と連携して対処する。
- f いじめが一旦解消した（少なくとも3ヶ月以上、いじめに係る行為が止んでおり、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていない状態）と思われる場合でも、継続して十分な注意を払う。具体的には、児童本人及びその保護者との面談をしたり、周囲の児童から日常生活の中で情報を得たりして事実確認をし、必要な支援を行う。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童や保護者から申し立てがあった場合には、次の対処を行う。

- ①重大な事案が発生した旨を、上山市教育委員会に速やかに報告する。
- ②上山市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

- ①いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること。